

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
車両運転管理業務請負

仕様書

令和 8 年 12 月  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
管理部 庶務課

## 1. 概要及び目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究機開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（以下「六ヶ所研」という。）において、幅広いアプローチ活動を支援するために行う車両運転管理業務を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、本仕様書を理解するとともに関係法令等を遵守し、本業務に当たるものとする。

## 2. 契約範囲

- (1) 車両運転業務
- (2) 車両整備業務
- (3) 関連資料作成業務
- (4) 車両の保管・管理業務
- (5) その他上記に付随する業務

## 3. 対象車両

対象車両は以下のとおり

- (1) アルファードハイブリッドX（型式：6AA-AYH30W-PRXGB、初年度登録：令和5年3月）
- (2) ホンダ ZR-V e:HEV X（型式：6AA-RZ6、初年度登録：令和7年4月）

## 4. 実施場所

- (1) QST六ヶ所研構内
- (2) QST六ヶ所研構外（青森県内）
- (3) その他、事前に協議して定めた場所

## 5. 対象期日等

### (1) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他QSTが特に指定する日を除く。

### (2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日 7:00～20:00

ただし、業務上支障又は必要の無い場合は、この限りではない。

なお、上記に定める時間以外の時間及び（1）のただし書きに定める日であっても業務を実施することがある。

## 6. 業務内容

受注者は、本業務を実施するに当たり予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、QSTの確認を受けるものとする。

(1) 車両運転業務

- ①来客者、役職員等の送迎

(2) 車両点検

- ①始業点検（毎日）

- ②終業点検（毎日）

- ③対象車両の法定点検、自動車継続検査の実施（点検毎）

- ④洗車（随時）

- ⑤給油（随時）

- ⑥整備等（随時）

適切な時期に消耗品及び交換部品の補充・交換を行う。

- ⑦修理（随時）

※外注を要する場合には、事前にQSTに連絡すること。

また、受注者は3. 対象車両に示す車両を法定点検及び修理のため持ち出しする場合は代車を用意すること。

(3) 関係資料作成・管理業務

- ①運転日誌の作成・管理（毎日）

- ②業務日報の作成・管理（毎日）

- ③業務月報の作成・管理（毎月）

- ④対象車両の整備記録等の記入及び保管（随時）

(4) 車両の保管・管理業務

- ①受注者は運転車両の保管について、善良なる管理者の注意をもって行わなくてはならない。

- ②運転車両は終業後直ちに指定された場所（車庫等）に格納しなければならない。

(5) その他

上記に付随する作業でQSTとの協議により定められた作業

7. 標準要員数 2人

8. 運転従事者の資格等

受注者は、以下の条件を満たす運転従事者を従事させること。

(1) 第一種普通自動車免許

(2) 青森県内における道路事情に精通していること

(3) 健康状態に問題がないこと

9. 受注者の資格・条件等

受注者は以下の条件を満たすこと。

(1) 常に業務の完全な履行をなし得るように人員を配置すること

(2) 運転従事者に対して、運転業務等に関する教育研修体制が確立されており、それが確実に実行されていること

(3) 運転技能、接遇・マナー、8. 運転従事者の資格等に定める項目等に問題があった場合、運転従事者の交代等の必要な措置を講ずること

(4) 緊急時に備え、運転従事者は迅速に対応できるよう体制が整っていること

## 10. 支給品及び貸与品等

### (1) 支給品

- ①電気
- ②ガス
- ③水

### (2) 貸与品等

- ①「3. 対象車両」に定める車両及びQSTが指定する車両
- ②運転手控室

## 11. 自動車保険（任意保険）

受注者は、「3. 対象車両（2）ホンダ ZR-V e:HEV X（型式：6AA-RZ6、初年度登録：令和7年4月）」について以下に示す条件以上の自動車保険（任意保険）契約を締結すること。

なお、保険期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- ・対人賠償：1名につき無制限
- ・対物賠償：1事故につき 500 万円
- ・搭乗者傷害：1名につき 1,000 万円

## 12. 運行上の事故等

- (1) 受注者は、車両を運行中、万一事故が発生した場合は、速やかにその処理に当たり必要な措置を講じるとともに、事故の状況等についてQSTに報告する。
- (2) 受注者は、運転中に発生したすべての事故等について、受注者の責任において相手方と折衝し、誠意をもって協議し解決に努める。
- (3) 車両の運行中の事故又はその他業務の実施に関して生じた損害（第三者への身体的又は財産的損害を含む。）は、受注者が付保した自動車保険により充当する。ただし、保険金額を超える損害が発生した場合は、その越えた損害部分については、受注者が負担することとする。
- (4) 自動車事故が発生してQSTが損害を被った場合は、受注者はQSTに対して損害賠償責任を負うこと。

## 13. 提出書類

No	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	QST様式	契約後速やかに	1部	総括責任者代理含む。
2	実施要領書	指定なし	〃	1部	
3	従事者名簿	指定なし	〃	1部	
4	業務日報 (又は業務週報)	指定なし	業務終了時	1部	

5	運転日誌	指定なし	業務終了時	1部	
6	業務月報	指定なし	翌月7日まで	1部	
7	仕様書「8. 運転従事者の資格等」を有することを証明する資料	指定なし	作業開始前までに	1部	
8	その他QSTが必要とする書類				詳細は別途協議

(提出場所)

QST 六ヶ所研 管理部 庶務課

#### 1 4. 検査条件

終了届、業務月報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたとQSTが認めたときをもって検査合格とする。

#### 1 5. 特記事項

- (1) 受注者は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をQSTの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQSTの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、当該作業の安全確保を維持するため、安全関係法令及びQSTの定める諸規則を遵守するものとし、QSTが安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、QSTの指示に従い行動するものとする。
- (5) 受注者は従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) 10. (2) ①の貸与車両に係る燃料代、駐車料金、自動車継続検査・法定点検の実施に伴う費用、自賠責保険、整備等に伴う交換部品及び修理（受注者の責に帰するものを除く。）に要する費用については、毎月の請求に当該費用の根拠書類を添えてQSTへ実費を請求すること。  
また、法定点検及び修理のため10. (2) ①の貸与車両の代車を利用した場合に要する費用の支払いについても上記と同様とする。
- (7) 受注者は、QSTが伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、QSTが実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説

明への協力をすること。

なお、基本事項説明の詳細は、QST、受注者及び新規受注者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

（9）本契約に関し疑義が生じた場合は、QSTと協議の上決定する。

#### 16. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者として、「総括責任者」及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

（1）従事者の業務管理及び作業上の指揮命令  
（2）本契約業務履行に関するQSTとの連絡及び調整  
（3）仕様書に基づく定常外業務の請負処理  
（4）受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

#### 17. グリーン購入法の推進

（1）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。  
（2）本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の「紙類」の基準（基本方針）を満たしたものを使用すること。

以上